

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 高年齢者等職業安定対策基本方針

高年齢者等職業安定対策基本方針に定めるべき高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項について、当該高年齢者を六十五歳未満に限定していることを削除すること。（第六条第二項関係）

第二 高年齢者雇用確保措置

一 事業主は、事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとしている規定を削除すること。（第九条第二項関係）

二 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主（当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主）との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するものとその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結する場合が含まれるも

のとする事。 (第九條第二項關係)

第三 公表等

厚生労働大臣は、事業主に対し高年齢者雇用確保措置に関する勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することが出来るものとする事。 (第十條第三項關係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする事。 (附則第一項關係)

二 経過措置

この法律の施行に關し必要となる経過措置を定める事。 (附則第二項關係)